

# 消費税および地方消費税の中間申告と納付

▽消費税および地方消費税の中間申告と納付  
広報とよころ

議会だより

役場だより

**消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？**

個人事業者の方で、令和4年分の確定消費税率（地方消費税は含みません）①が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。②令和4年分の確定消費税率とは、令和4年分の確定申告により確定した消費税率の年税額をいい、修正申告もしくは、期限後申告を行った場合、または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税率の年税額をいいます。



## 中間申告の方法と納付

「前年実績による中間申告」または「仮決算に基づく中間申告」のいずれかで納付することができます。

| 令和4年分の確定消費税率(※)     | 中間申告・納付の回数 | 中間納付税額                                  | 申告・納付期限   |
|---------------------|------------|---|---|
| 48万円超<br>400万円以下    | 年1回        | 令和4年分の確定消費税率の12分の6の消費税率とその78分の22の地方消費税率 | 令和5年8月31日(木)<br>(振替納税利用の場合の振替日)<br>令和5年9月27日(水)   |
| 400万円超<br>4,800万円以下 | 年3回        | 令和4年分の確定消費税率の12分の3の消費税率とその78分の22の地方消費税率 | 詳しくは、国税庁ホームページの「中間申告分の納期限および振替日について」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm)をご確認ください。 |
| 4,800万円超            | 年11回       | 令和4年分の確定消費税率の12分の1の消費税率とその78分の22の地方消費税率 |   |

(※)「確定消費税率」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税率の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

## 1 前年実績による中間申告

## 2 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税率および地方消費税率により中間申告・納付ができます。なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限(申告期限)を過ぎて提出することはできません。必要があります。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税率および地方消費税率が納付すべき税額として確定します。詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

**任意の中間申告制度について**  
前年の確定消費税率が48万円以下の方(中間申告義務のない方)であっても、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を納税地の税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページの「任意の中間申告制度」(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6611.htm)をご覧ください。

※「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。



国民年金からのお知らせ

## 保険料は口座振替での前納、早割が便利でお得です！

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)  
☎0155・25・8113  
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

## 口座振替の前納、早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます

- 当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。
- 自動引き落としなので納め忘れの心配がなく「安心」です。
- 手続きは一度だけで済みますので「簡単」です。
- 納めに行く手間が省け「便利」です。
- 現金で納付するよりも「お得」です。
- クレジットカードでの納付もできます。(前納額は現金払いの前納と同額です。)

## 現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較

|     | 毎月納付の納付額 | 現金(納付書)前納の納付額            | 口座振替による納付額              |                          |
|-----|----------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
|     |          |                          | 早割                      | 前納                       |
| 1か月 | 16,520円  |                          | 16,470円<br>(割引額50円)     |                          |
| 6か月 | 99,120円  | 98,310円<br>(割引額810円)     | 98,820円<br>(割引額300円)    | 97,990円<br>(割引額1,130円)   |
| 1年分 | 198,240円 | 194,720円<br>(割引額3,520円)  | 197,640円<br>(割引額600円)   | 194,090円<br>(割引額4,150円)  |
| 2年分 | 402,000円 | 387,170円<br>(割引額14,830円) | 400,800円<br>(割引額1,200円) | 385,900円<br>(割引額16,100円) |

※毎月納付の納付額は、納付書による毎月納付および翌月末振替の口座振替の額となります。  
※保険料額は、令和5年度の額です。(2年分については、令和6年度の保険料を含みます)  
※「早割(当月分保険料を当月末に引落し)」は、月々50円割引となります。  
※早割申込後最初の口座振替は前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2か月分となります。

## 口座振替の手続きは簡単です！

役場 住民課

帯広年金事務所

金融機関

のいずれかに  
「口座振替納付申出書」  
を提出するだけ

### 【持参するもの】

- ・ 納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ・ 預(貯)金通帳と通帳届出印

### 【注意事項】

- ① 口座振替の場合、月末が休日のときは翌営業日が引落日となります。
- ② 前納の申し込みは、「1年分」・「2年分」および「上期6か月分(4月～9月)」は**2月末日**まで、「下期6か月分(10月～3月)」は**8月末日**までにお願います。いつでも申し込むことができますが、申込み後、前納が始まるまでの分は、毎月納付(翌月末納付)となります。